

京丹後市入札監視委員会(平成 24 年度第 2 回) 議事概要

開 催 日 時	平成 25 年 1 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 5 分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 <small>かくだ あまら</small> 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委 員 <small>たなべ やすお</small> 田辺 保雄 (弁護士) 委 員 <small>むらお ほんや</small> 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (安田入札契約課長) 2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 角田委員長を選出 (五十音順で持ち回り) 4 閉会あいさつ (安田入札契約課長)	
審 議 対 象 期 間	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 9 月 30 日	
抽 出 案 件	総件数 6 件	(備考) 対象件数 96 件
一 般 競 争 入 札	2 件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	2 件	
随 意 契 約	2 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
委員会意見の内容	別紙のとおり	
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、合理的な業者選定の基準の検討、不落となった案件に係る原因究明、積算資料となる材料単価の妥当性の検証、不落随契への移行基準のルール化及び周知等、個別の案件において指摘・要望した事項について、研究・検討をされたい。	

別紙

「2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 京丹後市立吉野小学校屋内運動場棟耐震補強等工事 …… 一般競争入札

※ 再度の入札に付したが落札者がいないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約（不落随契）を行った案件

意見・質問	回 答 等
○ 落札率について (1) 落札率が高かった要因について。	学校を使用しながらの工事であったこと、同時期に複数の同様工事を発注しており、業者は利益率を考慮した応札が可能であったこと、割と少額工事であったため、工事費が下げられなかったことなどが考えられます。
○ 不落随契について (1) 不落随契における見積書は、採用者以外の業者からも徴取したのか。	再度の入札の最低価格者からのみ徴取しました。
○ 不落随契について (2) 不落随契を行うルールとして再度の入札の最低価格者からのみ見積書を徴取するという事になっているのか。	そのようになっています。
○ 不落随契について (3) 不落随契で徴取した見積書が予定価格を超えていた場合は、どうなるのか。	同じ者に再度、見積依頼をしますが、もうそれ以上見積額が下げられない場合は、その案件は不落となります。その場合、一から発注を行うこととなります。
○ 不落随契について (4) 不落随契を行うに当たり、見積りの相手方に予定価格を伝えてはいるのか。	見積りの相手方に予定価格は伝えていません。
○ 工期設定について (1) 複数の耐震補強工事を同時期に発注した理由は。	主に小・中学校の耐震補強工事を行いました。児童・生徒が少ない夏休みの期間を挟んでの工期設定を行ったためです。
○ 他の耐震補強工事について 同時期に発注した他の耐震補強工事では、入札不落等はなかったのか。	小・中学校の耐震補強工事では、他に入札不落になった案件はありませんでした。

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (2)</p> <p>同時期に耐震補強工事を発注したために落札率が高かったと分析していたが、分散して発注すれば、落札率を下げることはできたのか。</p>	<p>同時期の複数工事の発注も落札率が高かった要因の一つと考えていますが、進入路が学校利用者との共用であること、工事資材の配置できる範囲が制約されていたこと、資機材運搬路が狭小であったことなどの工事敷地の状況も、落札率が高くなった要因ではないかと考えています。</p>
<p>○ 落札率について (3)</p> <p>落札率が高かった要因について、入札応札業者に聞き取りなどは行ったのか。</p>	<p>直接、聞き取りは行っていません。</p>
<p>○ 入札参加条件について (1)</p> <p>同時期の耐震補強工事でも軒並み落札率が高いが、同時期に発注が集中して対象業者が少ないのであれば、営業所所在地を広げるなど入札参加条件を緩和してみてはどうか。</p>	<p>市内業者で施工可能な場合は市内業者に発注するという本市の公共発注の基本方針に基づくものであり、市外業者まで参加を認めるという入札条件の緩和は、難しいのが現状です。</p>
<p>○ 入札参加条件について (2)</p> <p>落札率が高く、入札不落となるケースが多い状況では、逆に市内業者に無理を強いていることもあり、公共発注の基本方針に沿ったものなのか疑問が残るが。</p>	<p>この工事では、再度の入札でも最低価格者の応札額が予定価格に届かず入札不落となりましたが、入札自体には参加しているということ、また不落随契に移行した際に見積書の提出があったことから、受注意欲はあったのではないかと考えています。</p>
<p>○ 工事内容について</p> <p>耐震補強工事を例えば、地理的にまとめて一つの工事として発注することはできないのか。</p>	<p>工事現場が複数になると、現場代理人や配置技術者等の配置の影響も出てくるのではないかと思います。</p>
<p>○ 工期設定について (2)</p> <p>工期を夏休み以外に設定するというような、学校との調整は可能なのか。</p>	<p>工期設定については、各学校長と調整して決めています。夏休み中心の工期設定、秋の行事までのしゅん工という要望がある中で、夏休みを利用した工期設定となりました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 工期設定について (3) (要望)</p> <p>工期設定が円滑な入札ができなかった要因の一つであるという事実を踏まえ、予算の有効活用も考慮しながら、関係部署で工期設定等についても、十分協議していただきたい。</p>	<p>工期設定については、各学校長や教育委員会とも協議し、配慮できることがあれば配慮していきたいと思えます。</p>

2 平成 24 年度街なみ環境整備事業土居駐車場遮蔽施設設置工事 … 通常指名競争

※ 再度の入札に付したが落札者がいないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約（不落随契）を行った案件

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について</p> <p>落札率が高かった要因について。</p>	<p>この遮蔽施設は、塀瓦屋根付きの和風の壁であるため建築一式工事として発注しましたが、工事内容としては、土木工事のウエイトが大きいため、下請けに頼らざるを得なく、その費用がかさみ、結果として落札率が高くなったのではないかと考えられます。</p>
<p>○ 不落随契について (1)</p> <p>不落随契の際の見積額と予定価格が同額であるが、1 回でこの額となったのか。</p>	<p>こちらの予定価格は見積りの相手方には示してはいませんが、1 回でこの額となりました。</p>
<p>○ 不落随契について (2)</p> <p>予定価格と同額ということはあるのか。</p>	<p>たまたまであると思います。なお、不落随契も電子入札で行っており、通常の入札と同様に、業者は電子入札システムで見積額を入力し、市が予定価格の範囲内であれば採用決定を行います。</p>
<p>○ 再度の入札について</p> <p>再度の入札を行う場合、初度の入札の結果は、参加業者には分かるようになっているのか。</p>	<p>初度の入札の最低応札額が、参加業者に分かるようになっています。</p>
<p>○ 初度の入札について</p> <p>初度の入札の応札額にばらつきがあるが。</p>	<p>初度の入札で、最低価格で応札した者とその次の者は、応札額が他の者と比べ低価でしたが、2 者とも施工場所の久美浜町の業者でした。地元の工事であったため、受注意欲があったのではないかと思います。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>土木工事のウエイトが大きい ため外注費がかさんだのであれ ば、業者選定は建築一式又は土木 一式とするなど、指名業者の選定 範囲を広げておくという手法も 取れたのではないか。</p>	<p>建設業法では、いずれかの工種で発注するという原則 があります。この工事の場合、土木工事のウエイトが大 きいですが、建築的な仕上げを重視し、建築一式工事を 発注工種としました。</p>
<p>○ 発注条件について (1)</p> <p>発注条件に関わるような規制 はあったのか。</p>	<p>建設業法で発注工種が定められており、それに基づく 発注が必要でした。</p>
<p>○ 発注条件について (2)</p> <p>建設業法の許可が必要な工事 であったのか。</p>	<p>そうでした。</p>
<p>○ 入札辞退者について</p> <p>特殊な工事ではないように思 うが、辞退者が多かったことにつ いて、どう分析するか。</p>	<p>辞退者は全者、施工場所までの距離が遠い業者であ り、時間的制約も考慮した上で、辞退したのではないかと 思います。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>業者選定条件を満たす業者は、 この工事の指名業者以外にもい たのか。</p>	<p>この工事は、建築一式工事の建設業の許可を有する本 市格付の C 等級の業者に発注していますが、この条件を 満たす業者は、市内全体で 19 者いました。なお、本市 の指名競争入札の原則として、10 者指名を行っており、 この工事では、19 者中 10 者を指名したということにな ります。</p>
<p>○ 業者選定について (3)</p> <p>19 者中 10 者を選ぶ基準は。</p>	<p>指名業者の選定は、原則、ローテーションとしていま す。</p>
<p>○ 業者選定について (4)</p> <p>指名の順番は、業者は理解して いるのか。</p>	<p>順番についての公表はしていません。</p>
<p>○ 業者選定について (5)</p> <p>施工場所に近い業者を選定す るなど、入札が有利となるような 業者選定の方法はないのか。</p>	<p>指名業者の選定は、原則、ローテーションとしていま すが、そのローテーションの中でも、なるべく地元業者 を選定するよう配慮しています。なお、この工事では、 施工場所の久美浜町の業者を全社、指名業者に選定して います。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (6)</p> <p>建築の仕事もでき、土木の仕事もできるような業者は、存在するののか。</p>	<p>経営規模の大きい会社は両方の仕事もできると思いますが、今回指名した C 等級の業者は、比較的小規模の業者であるため、両方できる業者は見受けられません。</p>
<p>○ 業者選定について (7)</p> <p>C 等級に限らず、建築も土木も両方できる経営規模の大きな業者を選定することはできなかったののか。</p>	<p>本市の建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領の発注標準に基づき発注等級を決めていますので、現状では C 等級以外の者を選定することはできませんでした。</p>
<p>○ 業者選定について (8) (意見)</p> <p>外注費がかさむような工事の業者選定については、かえって選定した業者に負担を与えている場合も考えられるので、状況に応じた業者選定も検討してみてもは。</p>	<p>本市としては、万遍なく受注機会を与えることを第一に考えて、発注標準に基づく発注を原則としています。</p>
<p>○ 不落案件等の対策について (意見)</p> <p>再度の入札や不落となった入札などの案件については、参加業者に聞き取りを行い、対策を検討してみてもは。</p>	<p>今後、業者への聞き取りを行うことも含め、対策を検討したいと思います。</p>
<p>○ 不落随契について (3)</p> <p>不落随契の場合、最低価格者以外の参加業者からも見積りを徴取することはできないののか。</p>	<p>不落随契を行う場合、参加業者の了解の下、最低価格者から見積りを徴取するという本市の運用基準に基づき見積りを徴取しています。</p>
<p>○ 不落随契について (4)</p> <p>他の自治体では、不落随契はどのように行っているののか。</p>	<p>国の機関では、原則、不落随契は適用しない運用のようです。また、大都市でもそのような方向性のようです。</p>

3 平成 24 年度京丹後市立溝谷保育所屋根修繕工事・・・一般競争入札

※ 最低制限価格を設定しなかった案件

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について</p> <p>落札率が高かった要因について。</p>	<p>この工事では、施工前に部材の数量調査を行うため、入札段階での数量と比べて数量の増減となる可能性もありました。このため、数量を最低限で見込んだ額で応札し、材料単価が低く抑えられなかったことが要因の一つではないかと考えています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 営業所所在地要件について 入札参加資格要件の営業所所在地要件を、京都府内という割と広い範囲に設定した理由は。</p>	<p>この工事は、屋根工事で発注しました。市内の屋根工事の建設業の許可を受けている業者は9者ありますが、このうち入札参加資格要件の完成工事高要件を満たしている業者は1者でしたので、競争性の確保の観点から、営業所所在地要件を京都府内まで広げました。</p>
<p>○ 入札参加者について 市外業者の入札参加申請がなかった理由は。</p>	<p>この工事は少額工事であり、本市まで出向いて工事を受注するメリットが感じられなかったのではないかと思います。</p>
<p>○ 完成工事高要件について (1) この工事の完成工事高要件の1,000万円以上というのは、ルール上、どうしてもこの額となるのか。</p>	<p>本市の完成工事高要件は設計金額以上としています。が、予定価格の類推のおそれもあるため、千万単位で設定しています。この工事の場合、300万円ほどの設計金額ですが、千万単位ということで1,000万円を完成工事高要件としました。</p>
<p>○ 完成工事高要件について (2) 300万円ほどの設計金額であれば、完成工事高が500万円ぐらいの業者でもできる工事ではなかったのか。</p>	<p>工事内容的にはできると思います。</p>
<p>○ 完成工事高要件について (3) 少額工事の場合、完成工事高の設定金額をもう少し小刻みにしても、公平性に弊害は出ないと思うが。</p>	<p>そのように思います。なお、現在、完成工事高要件を見直すための分析を行っています。</p>
<p>○ 完成工事高要件について (4) 市内の屋根工事許可業者9者のうち、実際のところは何者ぐらい施工が可能だったのか。</p>	<p>2者です。残り7者は、建設業の許可業者ですが、完成工事高がない業者です。</p>
<p>○ 完成工事高要件について (5) 施工可能な2者のうち、完成工事高要件を満たさなかったため参加できなかった1者は、完成工事高要件をどこに設定すれば参加できたのか。</p>	<p>実績が100万円ですので、完成工事高要件を100万円とすれば参加できました。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 工事内容について</p> <p>施工前調査で設計段階よりも補修部分が変わったと思うが、金額増減はどのようになったのか。</p>	<p>当初契約額は 262 万 5,000 円で、14 万 5,950 円の増額変更を行い、最終金額は 277 万 950 円でした。</p>

4 安地区マンホールポンプ設備工事・・・通常指名競争

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者あったため、地方自治法施行令第 167 条の 9（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、くじ引きにより抽選を行い、落札者を決定した案件

意見・質問	回 答 等
<p>○ 入札結果について</p> <p>抽選となった理由について。</p>	<p>この工事は、A 等級・B 等級の業者を選定して入札を行ったので、指名業者数も多く、落札するには最低制限価格付近での応札が必要となりますが、その中でたまたま同額の応札額があったのではないかと思います。なお、この工事の前に同様の工事の入札を行っており、その工事の設計書を参考にすれば、積算も容易だったと思います。</p>
<p>○ 契約方式について</p> <p>指名競争入札ではなく、一般競争入札では行わないのか。</p>	<p>電気工事については、施工実績を求める工事は一般競争入札としていますが、施工実績を求めない工事は、指名競争入札としています。</p>
<p>○ 業者選定について</p> <p>この工事の指名業者のうち、地元の峰山町の業者は何者か。</p>	<p>1 者です。他は、峰山町以外の業者です。</p>
<p>○ 応札額について (1)</p> <p>過去の工事の設計書などの情報があるにもかかわらず、最低制限価格未満での応札が多いが。</p>	<p>あくまでも推測ですが、労務単価は過去の設計書を参考にすれば、同額で積算することも可能であったと思いますが、全体の 50% を占める材料費の見積り方で応札額に差が出たのではないかと思います。</p>
<p>○ 積算について (1)</p> <p>積算の際の材料費は、どうやって決めるのか。</p>	<p>100 万円未満はメーカー見積りを参考に、100 万円以上は物価調査会の見積りを参考にしています。ちなみに、地元で見積もる金額と国の機関で見積もる金額とは当然、開きが想定されるので、入札参加業者はこの辺りをどのように取るかによって、応札額の差があったと思います。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 積算資料について (1) 物価調査会の見積りは、実情に合っているのか。</p>	<p>物価調査会はメーカー複数社から見積りを取り、それを基に価格を算出していると思います。なお、入札参加業者は、物価調査会のように複数社からの見積りは徴取していないと思います。</p>
<p>○ 応札額について (2) 応札額を見ると、多くの入札参加業者は、物価調査会の見積額がこんなに高いとは思っていなかったということか。</p>	<p>そうだと思います。</p>
<p>○ 積算資料について (2) 物価調査会でないと適正でない資料もあると思うが、これだけ材料単価の価格差があることが想定されるのであれば、他の方法も検討してみてもどうか。</p>	<p>京都府の積算基準では、材料単価が 100 万円以上と見込まれるものについては、物価調査会から見積りを徴取することになっており、本市もその基準を準用しています。</p>
<p>○ 積算資料について (3) (意見) 入札参加業者の見積もった材料単価と物価調査会の見積もった材料単価の開きがあるので、一度、物価調査会の見積もった単価についての評価をしてみてもどうか。</p>	<p>検討課題だと思いますが、本市で全ての材料単価について見積りを徴取して積算するという事は、徴取先のメーカー選定、徴取先の数などの問題もあるため、材料単価が 100 万円以上と見込まれるものは物価調査会の見積りを参考とするという一定基準による運用もやむを得ないのではないかと考えています。</p>
<p>○ 積算について (2) (意見) 発注業務に過重な負担が掛からない範囲で、物価調査会プラスアルファの見積りがあってもいいのではないか。</p>	<p>物価調査会とメーカー見積りの比較や単価採用基準のルール作り等の重要課題もありますので、一定基準による運用もやむを得ないのではないかと考えています。</p>

5 平成 24 年度 京丹後市立久美浜病院油焚吸収冷暖房機修繕工事 …… 随意契約

※ 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき。)の規定に基づき随意契約を行った案件

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (1) この冷暖房機を納入した業者を選定したのか。</p>	<p>冷暖房機のメーカーではありませんが、その専門の保守をしている業者を選定しました。なお、導入時の施工業者と同一業者です。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (2) 選定業者以外にメンテナンス等を行うことができる業者はいるのか。</p>	<p>全国にはできる業者はいると思いますが、選定業者は冷暖房機導入時からメンテナンスを行っている業者です。</p>
<p>○ メンテナンスについて 普段のメンテナンスは、随意契約で行っているのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 契約方式について (1) 入札を行っても、事実上この選定業者以外にできる業者はいないと考えられるのか。</p>	<p>そう思います。</p>
<p>○ 業者選定について (3) 導入業者以外の業者がメンテナンス業務を行うのは難しいのか。</p>	<p>そう思います。</p>
<p>○ 発注方法について 他の自治体では、導入とメンテナンスの関係で発注方法を工夫している事例はないのか。</p>	<p>導入と保守管理を併せた入札を実施するような方向性はあると思います。</p>
<p>○ 随意契約の理由について (1) できる業者が決まっているのであれば、緊急の必要によるものという法令根拠は適切なのか。</p>	<p>当初、冷暖房機を使用しない9月中旬から10月下旬に掛けて入札により業者を選定して工事を行う予定でしたが、4月下旬に故障が発生し、至急に対応しないと来院者や入院患者等に影響が出るので、緊急に工事を行ったものです。</p>
<p>○ 緊急対応について 緊急対応を求めたことによって、契約金額が増額したということはあるのか。</p>	<p>それはないと思います。</p>
<p>○ 積算について (1) 設計金額は、どうやって算出したのか。</p>	<p>専門の保守業者でもある選定業者から見積りを徴取し、その見積りについて、当病院の総合施設管理業務の委託業者に精査を求め、それを基に設計金額を算出しました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 積算について (2)</p> <p>見積りと総合施設管理業務の委託業者が精査した額とを比較して、金額に変更はあったのか。</p>	<p>ありませんでした。</p>
<p>○ 積算について (3)</p> <p>総合施設管理業務の委託業者が精査するという方法以外に、外部機関に依頼するなど、見積りが妥当であるということを確認する手立てはなかったのか。</p>	<p>この工事についてはありませんでした。</p>
<p>○ 積算について (4)</p> <p>総合施設管理業務の委託業者が何に基づいて精査を行ったのか確認したのか。</p>	<p>確認はしていません。</p>
<p>○ 積算について (5) (意見)</p> <p>総合施設管理業務の委託業者の精査能力・基準について疑問が残るので、その会社と適正な価格精査についての意見交換を行っていただきたい。</p>	
<p>○ 随意契約の理由について (2)</p> <p>緊急であろうがなかろうが、相手方が決まっているのであれば、その業者しかできないという法令根拠に基づく随意契約のほうが合理的であると思うが。</p>	<p>今回は緊急対応のため時間がありませんでしたが、当初の予定では、設計書を作成し、入札で業者を選定する予定でした。</p>
<p>○ 契約方式について (2)</p> <p>今回のようなメンテナンス関係の工事等について、過去に入札で業者を選定したことはあるのか。</p>	<p>小規模修繕の場合は随意契約としていましたが、大規模修繕の場合は入札で業者を選定したこともあります。</p>

6 平成 24 年度京丹後市議会議場音響設備改修工事・・・随意契約

※ 指名競争入札を実施したが、再度の入札でも落札者となるべき者がなく、入札が不
落となった。その後、工期の関係から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5
号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）の規定に基づき随意
契約を行った案件

意見・質問	回答等
○ 設計の見直し内容について 入札不落後、一部設計の見直しを行ったとあるが、どういう見直しを行ったのか。	議場内の時間及び残時間の表示装置の更新を取り下げました。
○ 契約方式について (1) 入札不落後の随意契約では、入札参加者全者から見積りを徴取したのか。	そうです。
○ 契約方式について (2) 不落随契を行わなかった理由については。	全く別の案件として発注しましたので、元々の基準により市内 6 業者を見積徴取先として選定しました。
○ 契約方式について (3) 入札結果から価格的な要素を考慮し、不落随契を行わなかったのか。	価格的な要素も考慮しました。
○ 工事の履行について 随意契約したことにより結果として、入札の最低制限価格を下回る額で発注ができたが、工事は適正に履行されたのか。	工事は不都合もなく、適正に履行されました。
○ 最低制限価格について (1) 入札や随意契約の結果から見ても、最低制限価格は実態に合っていないように思うが。	機器類の調達ルートや取引先との関係などから機器類の調達費用に差が生じてしまったのではないかと推測しています。
○ 最低制限価格について (2) 発注内容に応じた最低制限価格の設定の仕方など、最低制限価格制度に改善する余地があるのではないか。	本市の運用基準に基づき、機器類が大半を占める工事については、設計金額が 1,000 万円以下の場合、最低制限価格を設けないこととしていますが、今回の御指摘も踏まえ、今後、データ等を収集し、設定金額などの検討をしたいと思えます。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格について (3) 設計金額が 1,000 万円を超える場合は最低制限価格を設けるという金額基準は、どのような考えに基づいたものなのか。</p>	<p>運用基準を作った時点の事例を基に、1,000 万円という金額基準を設定しました。</p>
<p>○ 最低制限価格について (4) (要望) 最低制限価格を設ける場合の金額基準などについて、検討を行い、その結果を報告していただきたい。</p>	<p>わかりました。</p>
<p>○ 随意契約について (1) 不落随契の運用基準からいくと、再度の入札の最低価格者から見積りを徴取することになるのではないか。</p>	<p>再度の入札の最低応札額と予定価格との開きが大きかったので、不落随契には移行しませんでした。</p>
<p>○ 随意契約について (2) 不落随契に移行しないという明確な基準はあるのか。</p>	<p>明確な基準はありません。再度の入札の最低応札額と予定価格との金額差で判断しました。</p>
<p>○ 随意契約について (3) 不落随契への移行は、市で一方的に決めているのか。</p>	<p>不落随契に移行する、しないは、本市で判断しています。</p>
<p>○ 随意契約について (4) 不落随契への移行について、市で一方的に判断できるのであれば、不落随契自体を適用しないほうが合理的ではないか。</p>	<p>工期や事務の手間を考え、不落随契での契約も運用しています。</p>
<p>○ 随意契約について (5) 不落随契の移行基準を明確にすべきではないか。</p>	<p>案件ごとに、工事内容、規模、設計金額等の状況が違うので、現状は、明確な移行基準は設けていません。</p>
<p>○ 随意契約について (6) 市の主観的な判断では契約に際し公平性に疑問が残るので、不落随契への移行基準を明確にする意味でも、ルール化する必要があるのではないか。</p>	<p>外部には公開はしていませんが、不落随契への移行基準に関して、内部資料として数値的な判断材料を持っています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 随意契約について (7)</p> <p>不落随契に移行する判断を市で一方的に決めることについて、業者から不平や不満は出ていないか。</p>	<p>不落随契に移行する場合は、再度の入札参加者全員の了解を得た上で最低価格者に見積りを徴取するというようにしています。</p>
<p>○ 契約方式について (4)</p> <p>今回の場合、再度の入札の最低価格者から、不落随契に関しての問い合わせはなかったのか。</p>	<p>ありませんでした。</p>
<p>○ 契約方式について (5)</p> <p>不落随契に移行できないようにするために、設計の見直しを行ったのか。</p>	<p>そういう意図はありません。入札が不落となった原因を調査する中で、不都合なところを見直したということです。</p>

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

意見・質問	回答等
今回はありません。	